

第3回伊那市地域自治区制度審議会 会議録

開催日	平成26年8月22日(金)		
開催時間	開 会	午後3時00分	閉 会 午後5時06分
開催場所	市役所 501会議室		
委員出席者	伊那地域自治区代表	尾崎 晃一	
	手良地域自治区代表	中山 治人	
	西春近地域自治区代表	加納 義晴	
	高遠町地域自治区代表	伊藤 直人	
	長谷地域自治区代表	西村 美里	
	伊那市区長会代表	唐澤 壽男	
	伊那市商工会会長	森本 光洋	
	伊那青年会議所総務委員長	池上 裕平	
	元伊那地域協議会長	中村 孝夫(会長)	
	元伊那市公民館運営協議会長	武田 登(副会長)	
	信州大学農学部准教授	高木 優二	
	伊那市女性人材バンク	唐澤 桂子	
	伊那市女性団体連絡協議会会長	伊藤 百合子	
欠席者	伊那商工会議所専務理事	伊藤 正	
署名委員	西村 美里	唐澤 壽男	
委員以外の出席者	なし		
出席した事務局職員	企画情報課長 飯島 智		
	地域振興係長 宮原 貴敏		
	地域振興係 中村 克俊		
議 事	(1) 選択肢の提示について (2) 方向性についての協議 (3) その他		
配布資料	資料 No.1 第2回審議会のまとめ 資料 No.2 今後の地域自治区の選択肢 資料 No.3 全国の合併特例法に基づく地域自治区の移行状況 資料 No.4 地域自治区を廃止し独自の組織へ移行した自治体 参考資料 ・西春近地区自治協議会規約、事業内容、委員名簿 ・合併効果の検証(市報より) ・財団法人地域活性化センター 調査研究報告書(抜粋)		

1 開会

副会長により、定刻に開会される。

2 あいさつ（会長）

本日は第3回の審議会となるわけですが、前回までの審議会では地域協議会の権限、役割等を中心に確認をいたしまして、さらに現在までの活動を通じて感じたことを全員の皆さんに活発にご意見を出していただきました。この中で、制度の良さを理解していただきましてもその機能を十分発揮していないというような問題点の指摘もございました。また、要望もあったわけでございます。本日の審議会では、委員の皆さんから出された意見を踏まえまして、他県の状況も参考にしながら制度の選択肢について事務局から提示をいたしますので意見を出していただきたいと思います。そのうえに立ちまして望ましい制度の方向性を出すことが出来ますよう検討してまいりたいと思います。

3 議事

（1）選択肢の提示について

（事務局）

【資料 No. 1】第2回の審議会が出された課題・問題点、要望・提案についてまとめた内容を説明。

【資料 No. 2】今後の地域自治体の選択肢について説明。

【資料 No. 3】全国の合併特例法に基づく地域自治体の設置期限後の移行状況について説明。

【資料 No. 4】地域自治体を廃止し独自組織へ移行した全国の自治体について説明。

<質疑・応答>

（委員）

合併特例法に基づく地域自治体の選択肢にある、「条例制定により期間延長」ということは、現状そのままとはいわないが継続してまた何年かやっていき、その間に不必要というような住民の声が上がってくればそこで考えればいいということなのか。また、「地方自治法に基づく地域自治体に移行」という選択肢があるが、地方自治法に基づく地域自治体を長谷、高遠の住民は経験していないので、例えば今はこうだが、これはこのようになるという事項で大切なものがあるはずなので、その辺の説明を解りやすくしていただきたい。

（事務局）

「条例制定により期間延長」につきましては、合併協議書に記載された期限が平成28年3月31日とありますけれども、その記載事項を変更して合併特例法に基づく地域自治体を継続するという事で現状と変わらないということでお考えいただければよろしい

かと思えます。「地方自治法に基づく地域自治区に移行」ということにつきましてですが、前回若干違い等を触れましたが、根本的には地方自治法によっても合併特例法によっても地域自治区の役割は変わらないという考え方になるかと思えます。合併特例法には区長を設けるといった特例がある中で、今まで一つの自治体として行ってきた権限をある程度合併後も継続させていくというのが合併特例法に基づくものという理解をしていただければよろしいかと思えますけれども、根本的には住民との協働によるまちづくりというような地域自治の展開という意味では同じことかと思えます。自治法に基づく地域自治区への移行は、今の旧伊那市の区域で行っております条例に基づく地域自治区ということで、全市が一緒になるものかと思えます。

(委員)

高遠、長谷にある旧役場の庁舎がどうなるのか、人的なものがどうなるのか。また例えば、「条例制定により期間延長」という答申を出したとしたら市長や議会の承認を得られるのか、その辺不安があるので、それに対しての答えをいただければありがたい。

(事務局)

選択肢の一つであります、条例を制定して今の合併特例法に基づく形のをそのまま延長していくという手続きについては、条例を制定するという大前提でありますので、市長が議会に提案をして議決が必要になります。ですから最終的には議会の判断というものも合わせて必要になってきます。ただ、この形を採用するかどうかは首長の判断ということになります。この審議会の役割は大変重要なものでありまして、ここでの審議を基にその意見を十分踏まえたうえで、尊重しつつ、市長が適時適切に判断させていただくことになります。

(事務局)

地方自治法に基づく地域自治区に移行した場合の、組織体制や業務分担、各役職の位置付けがどう変わるかについては、現在、高遠、長谷には自治区長という特別職の方がいます。自治法に基づく地域自治区に移行しますと特別職の区長は設置されなくなります。代わりまして、事務吏員、一般の職員になりますけれどもそちらが事務所長という形で関わるようになります。委員の任期ですが、旧伊那市区域は現在2年、高遠町、長谷区域は3年となっており、合わせて検討が必要となります。委員の人数ですが、伊那地域は40人と多いですがその他の地域は20人、高遠町、長谷は15人となっていますが、人数についても検討が必要かと思えます。それぞれの自治区で処理する事務ですが、市長の権限に属する事務ということで例えば、高遠町、長谷は総合支所ということで、いくつかの課があってそれぞれ分担の業務を行っています。旧伊那市の区域は、出張所的な形で支所を置いており主に各種証明書の発行等の窓口業務を行っていますし、地域自治区の事務も請け負っています。総合支所の職員体制、組織体制については、別途行政改革部門で考えていく必要があるので、自治区の移行と、総合支所については別に考えていくことになります。

(委員)

予算的な権限のない総合支所長は、いらないというのが住民の考え方です。合併特例法10年経って、総合支所長がいなくなってもいいのではないかという意見が聞かれます。しかし、総合支所の各部署だけはきちんと置いてエリアがさびれることのないようにという考えを持っています。希望を持って審議会の委員として出ているので、審議会の皆さんにいろいろご理解いただいてぜひ里山が、すそ野がさびれないような市にして欲しいと思います。

(委員)

旧伊那市の7地域自治体の意見も集約していかなければいけないが、その方向付けはどのようにするのか。高遠、長谷については地方自治法に基づく地域自治体に移行をお願いしたいという建議書が出ているので方向ははっきりしているわけですが、もし旧伊那市の7地域自治体が廃止するということになると、建議書の内容を再度検討せざるを得ないという感じがするので、その辺の説明をお聞きしたい。

(2) 方向性についての協議

(会長)

資料の中で、分からない点をお聞きしましたが、すでに本題に入ってきていますので、これから、選択肢の提示についてご意見を伺います。最初に伊那地域協議会ですが、この選択肢の中で、どのような方法で考えていったらよいかご意見等ありましたらお願いします。

(委員)

伊那地域協議会はたくさんの委員が出てきますが意見を言う人が少ないです。雪害のこと、空き家対策のこと、お新盆のこと等ありますが意見がまとまらず、委員に熱心さがないと痛切に感じています。地域の代表で出てくるので、しっかり意見をまとめる、意見を言うということが必要かと思います。また、区長会にしても意見を言うということがありません。

(会長)

意見を言う委員が少ないという状況の中で、地域協議会が現行体制で継続していくべきか、いらないということで区長会等の組織を通じてやっていくべきかお考えはどうでしょうか。

(委員)

現行の体制で継続していかなければいけないと考えます。

(会長)

伊那地区は面積が広く、人口も多いという中で、本当に身近な問題をそこで考えていくことが出来るのか、それによって地域づくりが出来るのかといった時に、今のまま1つでいいか、天竜川を挟んで2つにするか、あるいは小学校区の4つにするかその辺の考えはいかかでしょうか。

(委員)

いろいろな行事を小学校区単位でやってきました。その方がみんなの意見が通じ合います。意見もまとまるし、協力してやろうじゃないかというバックアップ体制が出来ると思っています。

(会長)

伊那地域自治区を2つに分けるとか3つに分けるとか、1つではあるけれど具体的な身近な問題は4つに分けて協議するとか、教育の問題は1つにして考えるとかそのところはいかかでしょうか。

(委員)

これは小学校区でやった方がいいとか、これは竜東、竜西に分けた方がいいという意見がたくさん出るかと思しますので、その時に少人数でやるとか全体でやるといった積極性をもっと皆さんに持っていただくと現状維持の体制で出来るかと思えます。

(会長)

共通の問題は今の伊那地域自治区1つとして考え、問題によってはその中で運営を分けて協議していくということよろしいですか。

(委員)

はい。

(会長)

次に手良地域協議会ですがご意見をお願いします。

(委員)

自分の出身地域自治区のことを考えていけばいいのですか。

(会長)

自分のところが中心となるかと思いますが、全体としての考え方で結構です。

(委員)

気になることだったので、2点確認させていただきます。現在、自治法に基づく地域自治区と合併特例法に基づく地域自治区があるわけですが、旧伊那市地区の組織が最終的にそれぞれ地区ごとに違っていても問題ないということでしょうか。考え方としては、住民と行政の協働によるまちづくりが基本なのでどんな形でも出来るかと思えますけれども、その辺を確認しておかないとまとめるのに困るかと思えます。もう1点は、高遠町、長谷の関係で、合併から8年が経過し、10年という期限は当然その間に大変な努力をされて高遠町、長谷もやってきてこれに基づく体制が出来て伊那市全体が一つのものになれるように努力をしてきたと思えます。ただ、期間的にまだ足りない面があって、建議をされているということですが、建議のことを言われてしまうと私達は意見を言うことがなく、旧伊那市地区のことしか言えないので、そういうことではなくここでは自由闊達に伊那市全体として10年になろうとする節目として次の期間をどのように協働のまちづくりをしていくかという視点で結論を導いていかなければいけないと思えますので、その辺を事務局からお話いただき、意見を申し上げます。

(事務局)

第1回の席上でお願いを申し上げますけれども、地域協議会を含め伊那市全体の地域自治区のあり方を検討していただくのがこの審議会の役割です。さらにそれを噛み砕いていきますと、職員体制や組織論そういったところまで踏み込んでいくことになるわけですが、業務分担や職員配置そういった部分は審議会で答申をいただいたものを基に、首長が議会に諮るなりして方針が定まってから行政改革部門を中心として具体的に検討していくとう流れになります。各地域がバラバラの方向になってもいいのかという点については、出来ましたら合併以来10年をかけて一体感の醸成ということを目的に施策を進めてきており、国から合併特例債等の支援をいただいております。より良い方向とすれば同じ市でありますので各地域同一步調を取っていくのがいいと思えますが、一方では人口も市街地と周辺部では違いますし、それぞれ過去からの伝統や風習等いろいろ違いがありますので、その辺をうまく加味しつつ出来るだけ一体感を持った方向性が示されればよりベストなのかなと考えています。また、予算権限や事業執行権そういったところは先ほどの業務分担や組織論に関わってくる部分もありますが、この地域自治区、地域協議会の役割の中にこういった部分も踏み込まざるを得ないというか、形だけ検討して中身が全く検討されなければ意味がありませんので、この辺については、先ほど説明しました先進事例等では、選択肢の中の独自施策体制への移行ということになりますが、そういった機能を持たせながら全く新たな発想で切り替えていくのも一つの選択肢かと思えます。その辺もこの審議会で議論を加えていただきたい部分です。

(委員)

手良地域自治区には、西春近の自治協を手本として、活性化促進会議というのがあります。その下に企画委員会という実働部隊を設けてやっています。区長会もあり、屋上屋になっているので、協議会一つにするよう組織体制を見直していったらどうかと思えますが、

伊那市全体を考えると、現体制を持ちながら一本にするのは難しいと感じています。高遠町、長谷については地域を把握している人選体制が整っているということに安心感があり、そういうのを整えていかないと理解が得られないと思いますので、今後議論しそういう形にしていけば、いいまとめが出来るのではないかと思います。

(会長)

現行体制で継続しつつ、既存の組織も共存してやっていけるような組織の方法でというようにお考えでしょうか。

(委員)

もう少し議論をしていかなければですが、今言えることはそんなところです。

(会長)

次に西春近地域協議会ですが、お考えをお聞かせください。

(委員)

選択肢の中の現行体制で継続というのは西春近ではあり得ないと思います。条例で委員数が20名と指定されていますが、自治協の小委員はそれを越えており合致しません。今日提示された資料では、「解消し、既存の組織主体」か「独自施策体制へ移行」という形が考えられる内容かと思います。趣旨で言われている住民の意見を集約、調整を行い住民と行政の協働によるまちづくりという体制この一本の考え方をすれば意見としてまとまっていくのではないかと思います。

(会長)

参考資料にありました、調査研究報告書を見てみますと地域協議会と自主協議会のすみ分けはどこも同じような感じでした。飯田市の場合は、地域協議会は地域内の地域課題に対して住民で議論する場であり、自主協議会に該当するものとして、まちづくり委員会があるようでした。地区の共同共益的な事務事業を住民自らの責任で知恵と汗とお金を出し合って進めていく実行組織であるという位置付けをして区分をしているようです。また恵那市でも地域協議会というのは地域の審議機関で、地域の課題を解決するための事業を実施している実行組織とに分けているようです。また、豊田市では地域協議会は市の組織で、その他の自治協議会等は任意組織であり、市としては任意組織に対してこれまでの活動以上の役割を担ってほしいということに依頼することはせず、地域で解決出来ないことや問題は地域協議会で協議していくように持っていきたいようです。またその辺のところも参考にさせていただきまして、今後のあり方を検討していただきたいと思います。

(委員)

地域協議会の委員数が少ないということで、これを変えることは出来ないのか。

(会長)

委員数は市の地域自治区条例で決まっているので、条例の改正を行えば変更が出来ます。続いて高遠町地域協議会よりお願いします。

(委員)

建議書に謳ってあることが全てです。建議書の重さを十二分にご理解していただきたい。地域協議会の表面の名称だけをどうするかといっても、中身がどうなるかということです。特に高遠、長谷の場合は特例法に基づく地域協議会を設置したわけですが、高遠、長谷は議会がなくなってしまっている。議会に代わるべき機関という認識を持ちながら8年余、地区民の皆さんも、地域協議会へ全てのものを提案し、行政へつながっていくという考えで今までやってきたわけです。今の総合支所がどうなるかというのが地域住民は不安の真ただ中にあるわけです。地域協議会がどういう立場に置かれていくか、意見を持っていく場所はどこになるのかというような不安が蓄積しています。高遠、長谷については実際に旧伊那市の地域協議会と一緒にさせていただいて果たしてどうなのかという疑問を持っているのが正直なところです。6つの選択肢の件ですが、可能である限り「条例制定により期間延長」を望みます。そうしていかないと支所の維持、これがやはり中身が伴いますので、私達は地域協議会を一番重要視して地区民の声を拾いながら、また提案していただきながら行政に対して住民の声を届けていくということになっていきますので、「条例制定により期間延長」をぜひお願いしたいと思います。

(会長)

地方自治法に基づく地域自治区に移行という内容で建議書があるわけですが、それを主張しながら「条例制定により期間延長」という考え方はどうしてなのでしょう。

(委員)

総合支所の位置付けが、現在の自治区長を置いた中での総合支所の現行体制と、特例法が切れた後、例えば自治法に基づいた地域自治区になった時に特別職の自治区長がいなくなり事務を統括する支所長になるとと思いますが、そうした人達の権限がどうであるかということが一番問題になってきます。合併時の合併協議書の中では対等合併といっており、自治区長は副市長と同等同格であるとはっきり謳ってあります。自治法に基づく地域協議会になると先を見た限りでは、不安材料が募って区民の皆さんはさびれる一方ではないかということを懸念しているわけです。

(会長)

「条例制定により期間延長」これがいいということですが、建議書との関係はどうか。

(委員)

建議書を出す時には期間延長が出来るということを認識していませんでした。ですので、高遠、長谷とも同一歩調を取って特例法が切れたら、自治法の基づく地域協議会に移行していかなければ仕方ないという中での建議だったと記憶しています。

(会長)

先ほど説明がありましたように、組織の形態をどのようにしていくかという問題は、別に考えていくようですので、総合支所のことについて除くとした場合、地域協議会としては、建議書の1項、2項の自治法に基づく地域自治区に追加するという考え方は尊重してよろしいでしょうか。建議書の3項、4項は総合支所の充実ですので、それは横に置いておけばそういう考え方になるかと思いますが。

(委員)

建議してありますのでそうです。

(会長)

合併から8年経過して、10年経つのを機に伊那市は一体であり、高遠、長谷のことも考えながら一体感を持つような方向付けにしていきたいというご意見もありましたので、一体感を具体的に表しながら考えれば一番いいかと思いますが、これはまたこれから議論をしていきたいと思います。

続いて長谷地域協議会よりお願いします。

(委員)

ご意見を伺った中で、長谷と高遠については、はっきりしていますが、7地域自治区の方向性があやふやで、移行も明確でない、このまま存続をして意味合いをなすかということが心配です。そこら辺を改善するのかがということがこれからの検討課題になるでしょうが、私達は7地域自治区が存続していくという前提のもとに、高遠、長谷もそれにならって7地域自治区に加えて9つの地方自治法に基づく地域自治区に移行したいという意見でした。そこらへんが曖昧ということになりますと、建議書では地方自治法に基づく地域自治区に移行ですが、個人的には条例制定により期間延長でお願いできれば今までどおり進むと思いますが、高遠、長谷はそれでいいですが、他はどうするかということを考えますと、果たして他の7地域自治区がこの現状のままで今後進んでいくのかということが甚だ心配になるわけでありましてそれにはもう少し具体的に、例えば人口も段々減っているのです、将来体系を見据えたことを継続的に審議できる機関として地域協議会を残していくべきではないかという感じがします。それには、今の地域協議会のままでは不都合ではないかという感じがします。

(会長)

委員さんが心配するように、旧伊那市地区の地域自治区が残るのが前提というお話ですが、今日お聞きした中でも継続したいという意見や可能だという意見もあります。多くの皆さんの意見をお聞きする中で、最終的には集約していきたいと思いますが、地域協議会の役割についてご理解いただければこんな素晴らしいものはないのではないかと私は感じています。これからどう考えていったらいいかさらに詰めていきたいと思いますが、今日のところは、ご意見としてお話を聞いているところですのでそのように受け止めていただきたいと思います。

(委員)

旧伊那市区域の3地域自治区のご意見は伺いましたが、残る4地域自治区のご意見はまだ伺っていません。その辺のご意見を伺わないと総合的な判断は出来ないと思います。

(会長)

最終的には、それぞれの地域協議会にご意見を伺うスケジュールになっています。パブリックコメントも実施をしますし、その後取りまとめをして答申をし、地域協議会や各団体からの意見をお聞きして最終決定という段取りです。この場に多くの委員に出ていただければいいのですが、地区の委員ではなく、全市的な委員というとらえ方でお聞きをしたいと思っています。

(委員)

問題は特例法と自治法に基づくものの前提が違うわけです。平成28年3月末日を持って特例法に基づくものは当初約束した10年が経過するというところで、このままだと解消してしまうところから建議書を出しています。自治法に基づく7つの地域協議会については、期限がないのでそれを全部一緒くたにしてどうするかという考え方は荒っぽい気がします。そこは、区分けをして、高遠、長谷については地域の意向を組んでどうするかということをもつ、旧伊那市7地域自治区については、今までの活動内容が区長会等のウェイトが多く地域協議会の影が薄いということがあるようですから、そこら辺をどうするかという考え方で具体化していかないと、全部この場に並び立てて一緒にやるのが納得出来ません。

(会長)

一つにまとめることが出来ればいいですが、それぞれ考え方はいくつもあれば、それはそれなりにまとめるような状況になるかと思いますが、出来れば一本が望ましいわけです。これからまとめていく中では、並立した考え方もあるかと思いますが、さらに今の条例の中身を変えていったらというご意見も出てくるかと思いますが、そのようなことも考えながら最後はまとめていきたいと思っています。

(委員)

もうなくてもいいという地域自治区と高遠、長谷は一緒にされたくないというのが実感です。そこは念を押しておきたいと思います。

(会長)

その他の委員さんでご意見をいただければと思いますがいかがですか。

(委員)

自治法に基づく地域自治区に移行しても、高遠、長谷の皆さんが今まで取り組んだことに最大限配慮すべきだと思います。一生懸命取り組んでやろうという地域と、熱心でない地域があることは仕方がないと思うが、その中で組織を一本にしてそれぞれの地域が熱心に取り組んでもらうということではないかと思います。高遠町、長谷の皆さんが心配していることを第一に解消し、組織を一本化して取り組むことがどうかと感じています。

(委員)

旧伊那市地区は地区としての自治がうまくいっているところもありますが、地域協議会自体が機能していないということが理解出来ました。高遠や長谷は元々旧議会からスタートしているので住民の意見を反映させているシステムがきちんとあるので素晴らしいと思います。各地区の人口の大きさがあまりにも違いすぎます。これを一つに考えるのは中々大変です。この審議会は伊那市地域自治区制度審議会なので、今の制度を続けるとか高遠、長谷の制度をどうするかではなく、伊那市という大きなところで考えるのが良いのではないかと。高遠、長谷のいいところを他の地区も取り入れたり、人口があまりにも違うので、区分けを見直してもいいのではないかと。しがらみがあり難しいかもしれないが、変えるいい機会ではないかと思っているのでいい方向に進んでいってほしい。

(委員)

今の自治区の中で、新しいものを始めたいと言い出した人が全てやらなければいけないというような風習が残っていて若者や女性の中々口出せない状況です。そういうところを見直したいと思い、自治区自体を見直しつつ、新しいことへの挑戦として審議会としては、地域を活性化するような楽しい、新しいことに挑戦するような案も作って欲しいということで意見したいと思います。例えば補助金を使って何かをすとか、地域おこしをしようとか、地区でいいものを見つけて伊那市全体を活性化するような新しい団体やものを作ってもいいのではないかと考えています。

(委員)

高遠町、長谷地区は合併の時の約束事が一番大事だと思います。これはどうなるとうとも生かして守ってあげなければいけないことだと思います。高遠、長谷の合併時の思いをきちんとしなければ、次世代の若い人達が育たないと思います。そういうことも考えてこれ

からこの会を運営していただきたいと思います。

(副会長)

いろいろ聞いていて思ったことと今後のことについて触れたいと思います。始めに思ったことですが、大勢の方が、高遠、長谷の合併特例法に基づく地域協議会のことについて触れていただきました。これは旧伊那市の7つの地方自治法に基づく地域協議会と違うわけですので、これを一緒にやるのはどうかという意見が途中から出ましたが、私も全く賛成です。一緒にやっていると、ある時は合併のことについて頭を向けなければいけない、ある時は旧伊那市の地域協議会の実態の話をしなければいけない、これは大変難しく行ったり来たりしています。会議の効果としては、今後検討を要すると思いました。高遠、長谷からは議会に代わるものである、総合支所はどうか大変心配、支所長の権限はどうかという話が出ますが、今後の地域自治のあり方という大きな問題とは違います。これを一緒にやるということはお互いに頭の整理をしなければいけないし、こんがらがって出来ないと思います。平成28年4月1日からは伊那市地域自治区条例に追加をお願いしたいと建議書に書いてあるそれから先のことを審議するのがこの会だと私は思います。旧伊那市の7つの協議会が今までやってきたことの反省から今後どうしたらいいか考えていきたいということを大きなテーマで持っていたはずですが、話をしていくと必ず合併の時のことが入ってきます。それも大事ですので、これはどうしたらいいか私も即断出来ませんが、これは考えなければいけないのではと思います。2つ目ですが、参考資料の西春近自治協の資料をご覧ください。事業を推進するために、かなり地域の問題について視点を持っています。ただ漠然と地域の課題ありますかではなく、西春近の場合は非常に明確です。とにかく地域の問題は地域でみんなで考えていこうというこの理念は地域自治です。私は西春近の現在行われている自治協議会は今後の地域自治区、地域協議会を考えるのに一つの参考となる先進的な例だと思います。次に、調査研究報告書の飯田市を見ていただきたいと思います。飯田市では前々から市役所の仕事を、なるべく地域の皆さんにやってもらおうというわけで、地域へ仕事を下していました。これをもっと地域に効率的にやってもらうように考えました。大事なお金も地区に出ます。地域のことは地域でやってもらうということでいくつかの仕事を市から出して、市役所では相談を受けてもあまりやらず、地域の人達に自分達で相談してやってもらうこういうふうを考えていくのが地域自治の姿です。西春近のように違う組織だが活発に行っている地区もあれば、集まっても意見が出ない地区もある、これをどうするかというのが、皆さんお集まりの審議会の大事な仕事ではないかと思います。そこらまで思考していかないと、この温度差の違う地域自治区が前へ進んでいくことはないと思います。ある程度仕事を市から任されて、お金ももらってとそういうことも考えていくことが必要ではないかと先のことまで申し上げましたけど、そんなことを思いました。

(会長)

地域協議会が存続していくとすれば、これからまたどういう中身でやっていくのが活性

化につながるのか、そのようなことも議論していかなければいけません。例えば、定数の問題、任期の問題、委員報酬の問題についてもまたご意見をお聞きしたいと思います。地域協議会を確実に継続するという結論まではまいりませんので、方向性を次回はもう少し絞って議論していきたいと思います。全体を通しまして、委員の皆さん何かございますか。以上で本日の議事は終了したいと思います。ご協力ありがとうございました。

4 その他

(事務局)

会の進め方ですが、当初事務局で考えていた今のやり方では難しいというご指摘もいただいておりますので、正副会長とご相談する中でうまく進むように考えさせていただきたいと思います。また、一つの検討の視点としては、名称ですとか形式的なことというよりもむしろ、求められているこの会の役割としては、地域協議会の組織の機能が、現状としてみましても主に協議組織であるところもあるし、実行組織になっているところもあるし、両方の機能を担っているところもあるし、中には区長会がメインでダミー組織になっているところもあるとう中で、これはこれでいいのか、統一していく方がいいのか、またそれぞれの地域の特性がありますので、それぞれの地域にはこういうことがいいのではないかとということも委員さん方出身地区を背負ってきておられますが、会としては市全体の地域自治体のあり方についてのご提言をいただくことでありますので、情報不足ということはあるかと思いますが、出来るだけ事務局としましても資料を収集してこの会の方にご提示をしてご議論いただきたいと思いますのでその方向でお願いできればと思います。先ほど少し話がでましたが、この会が立ち上がる前に今年の3月に9地域自治体地域協議会の会長にお集まりいただいて、懇談会をした経過もございます。当審議会に委員として選出されておらない地区の会長がどのようなお考えでどのような発言があったのかという会議の要旨も次回お示ししたいと思いますし、第1回の会議でお示したスケジュールに基づきまして、地域協議会に携わっている委員の生の声をこの会に反映していくという必要がありますので、全地区に懇談会形式で入りたいと考えていますので、どういう意見が出たのかフィードバックしていきたいと思います。

次回の審議会につきましては、9月30日(火)午後3時より、庁舎1階多目的ホールを予定しております。ご多忙の中、恐れ入りますがご出席をお願いします。

5 閉会

副会長により、閉会が宣言される。